

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付す。

令和 7 年 6 月 12 日

支出負担行為担当官
東北防衛局長 池松 英浩

1 工事概要

- (1) 工事名 装備下北(7)整備場新設機械工事
- (2) 工事場所 青森県下北郡東通村
- (3) 工事内容 以下に掲げる設備工事を行う。
 - ・整備場(RC-1 約300㎡)新設に伴う建物附帯(機械)
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和8年3月15日まで
- (5) 監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の専任期間は令和7年10月1日から令和8年3月15日までの期間とする。ただし、「監理技術者制度運用マニュアル」（平成16年3月1日付け国総建第316号）に該当する期間は除く。
- (6) 本工事は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。
- (7) 本工事は、受注企業の支援を前提とした監理技術者等に求める同種工事の経験の緩和を行う工事である。

なお、本工事の受注者となった場合は、配置予定技術者として申請された監理技術者等に対する企業としての支援策(以下「監理技術者等支援策」という。)を施工計画書等に記載し提出するものとし、監理技術者等支援策が未実施の場合には、工事成績評定点を減ずることとする。
- (8) 本工事は、地域精通度及び地域貢献度を重視して評価を行う、「地域評価型」の対象工事である。
- (9) 本工事は、発注者が競争参加希望者に見積及び根拠資料の提出を求め、その妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させる「見積活用方式」の試行工事である。見積の提出期限までに土工事に対する見積活用方式の対象項目の直接工事費について記載した見積及び根拠資料（以下「見積等」という。）を提出するものとする（詳細は入札説明書による。）。
- (10) 見積活用方式とした価格（以下「見積活用価格」という。）について、本工事は交付の対象とする。原則として、競争参加資格確認申請書を提出し、競争参加資格を有すると認められた者に対して、入札書の提出期限日の6日前（行政機関の休日を除く）（令和7年8月19日）までに電子入札システムにより交付する。

なお、「見積活用価格の採用結果」は、契約書第1条の設計図書ではなく、見積上の参考資料であり、その有効期限は、本工事の開札日までとする。

(11) 削除

(12) 本工事のうち、入札時積算数量書に記載されたものにおいては、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳明細書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

(13) 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。

(14) 受注者からの請求による(12)の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳明細書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

(15) (12)の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。

(16) (12)の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

(17) (18) 削除

(19) 本工事は、現場閉所により週休2日を確保する「週休2日制工事（現場閉所型）」の対象工事である。

(20) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。詳細は入札説明書による。

(21) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

(22) その他

ア 本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。

ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者に申請のうえ紙入札方式（電子入札システムを利用しない入札手続きをいう。以下同じ。）に代えるものとする。申請の方法は、入札説明書による。

イ 本工事は、契約の一連の手続を電子契約システムで行う工事である。ただし、電子契約システムにより難しい場合は、発注者に届出のうえ紙契約方式に代えることができるものとする。

2 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件を全て満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和7年6月12日付東北防衛局長）に示す手続きに従い、装備下北(7)整備場新設機械工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「管工事」で級別の格付を受け、東北防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格の「管工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級・総合審査数値欄の等級）が「B」以上、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、防衛省競争参加資格の「管工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級・総合審査数値欄の等級）が「C」以上であること。
- (5) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者及び特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成22年度から入札公告日（令和7年6月12日）までの次の要件を満たす施工実績を有すること。

ア 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、次の①又は②のうち、いずれかを施工した実績を有すること。

- ① 元請けとして完成・引渡しが完了した、国内における工事のうち、次の要件を満たす施工実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。）。

- ・建物附帯機械設備工事

ただし、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事の場合は、工事成績評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなす。

- ② 元請けにおいて完成・引渡しが完了した建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事の5職種のうち複数の職種の工事を一括で発注した工事（以下、「総合発注工事」という。）であって、防衛省が発注した総合発注工事（以下、「防衛省総合発注工事」という。）の一次下請けとして施工した工事のうち、次の要件を満たす施工実績を有すること。

- ・建物附帯機械設備工事

ただし、工事成績評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のな

い工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなす。

イ 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、次の①を施工した実績を有すること。

① 完成・引渡しが完了した、国内における工事のうち、次の要件を満たす施工実績を有すること。

・機械設備工事

ただし、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事の場合は、工事成績評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなす。

② 削除

(6) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、次の基準を全て満たす監理技術者等を当該工事に専任で配置できること。

ア 監理技術者にあつては、1級管工事施工管理技士又は同等以上の資格を有する者であると、国土交通大臣が認定した者。

主任技術者にあつては、2級管工事施工管理技士又は同等以上の資格を有する者。

ただし、特定建設工事共同企業体で参加する場合、代表者が監理技術者を配置する。

イ 平成22年度から入札公告日までに完成・引渡しが完了した、次の要件を満たす工事の施工経験を有する者であり、現場施工期間の1/2以上の期間の経験を有していること（現場施工期間とは契約工期のうち準備期間及び工事完成検査後、後片付け等のみが残っている期間を除いた期間をいう。）。

・建物附帯機械設備工事

ただし、工事成績評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなす。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

エ 配置予定技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係があることを証明することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

なお、本工事において、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合の詳細は、入札説明書による。

(7) 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、次の基準を全て満たす主任技術者を当該工事に配置できること。

ア 2級管工事施工管理技士又は同等以上の資格を有する者。

イ 削除

ウ 配置予定の主任技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がな

されない場合は入札に参加できないことがある。

- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、東北防衛局長から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (9) 東北防衛局が発注した「管工事」のうち、令和5年度及び令和6年度に完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
- (10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加を希望する者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと。詳細は入札説明書による。
- (12) 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、青森県むつ市、下北郡大間町、東通村、風間浦村及び佐井村に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店又は営業所等が所在すること。
- (13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。
- (14) 情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないこと。
- (15) 入札に参加を希望する者は、申請書において、配置予定技術者として申請する監理技術者等を支援し品質を確保する旨を誓約すること。

なお、本工事の受注者となった場合は、監理技術者等支援策を施工計画書等に記載し提出するものとし、監理技術者等支援策が未実施の場合には、工事成績評定点を減ずることとする。

3 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本工事の評価項目は、次のアからオまでとし、詳細は入札説明書による。

- ア 企業の施工能力
- イ 企業の信頼性・社会性
- ウ その他（ペナルティ）
- エ 賃上げの実施
- オ 施工体制

(2) 総合評価の方法

- ア 標準点 要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。
- イ 加算点 実績等の有無を確認できる資料（以下「技術資料」という。）の内

容に応じ、(1)アからエまでの評価項目ごとに評価を行い、得られた「評価点数の合計値」が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち最も高い者に20点の加算点を付与する。その他の者は「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を加算点として付与する。

ウ 施工体制評価点 「施工体制評価点」は(1)オの評価項目について最高30点の評価点を付与する。ただし、施工体制が十分に確保されない場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合又は品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。また、施工体制評価点の低いものに対しては、「評価点数の合計値」を減ずる場合がある。

エ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(3) 施工体制の確認のため、ヒアリングを行う。

(4) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び(1)アからオまでをもって入札を行い、次の各要件に該当するもののうち、(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である。

(イ) 評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らない。

(ウ) 技術評価点が標準点（100点）を下回らない。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ 上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法は電子くじとし、詳細は発注者から指示をする。

(5) その他 受注者の責めに帰すべき事由により入札時の(1)の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減点する。詳細は入札説明書による。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1丁目3番15号

東北防衛局総務部契約課

TEL 022-297-8296

FAX 022-297-8241

E-mail keiyaku-th@tohoku.rdb.mod.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 令和7年6月12日から同年9月9日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時から午後6時まで。

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<https://www.dfeg.mod.go.jp/>

ウ 交付方法 全て、電子データで交付を行う。

文書類 : PDF (Acrobat DC形式)

図面類 : PDF (Acrobat DC形式)

数量表等 : Excel (2019形式)

申請書類 : Word (2019形式) 又はExcel (2019形式)

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（会社名等を記載済みのもの）を(1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出（電子メールにより提出する場合は、送信前及び送信後に上記(1)の担当部局へ電話により連絡するものとする。また、提出するファイル形式は、電子入札システムによる場合と同じとする。以下同じ。）するとともに、データを保存するために必要なCD-R（未使用に限る。）1枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は郵送に要する料金分（簡易書留に限る。）の切手を貼付した返信用の封筒を持参又は郵送等により提出する。

この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、最終ページに添付。

(3) 申請書及び技術資料の提出期限等

ア 提出期限 令和7年6月26日 正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料（以下「申請書等」という。）の容量が10MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、(1)に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

(4) 見積等の提出期限等

ア 提出期限 令和7年7月10日 正午

イ 提出方法 (1)に持参又は郵送等により提出する。

(5) 入札書の提出期間等

ア 提出期間 令和7年8月25日から同年8月27日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後6時まで。ただし、最終日は正午までとする。紙入札方式による場合は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間

を除く。)。ただし、最終日は正午までとする。

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送等により提出する。電子メールによる提出は認めない。提出方法の詳細は入札説明書のとおり。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年9月10日 午後1時30分

イ 場所 東北防衛局電子入札室

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除。

(3) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行青葉通代理店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 東北防衛局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 東北防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1（予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3）以上とする。

(4) 見積等の提出期限までに見積が提出されない場合は、入札心得書第8条第1項第3号の規定に該当するものとし、その者のした入札を無効とする。

(5) 提出された見積の金額と入札時に提出された工事費内訳明細書の金額との間に著しい乖離が認められる場合は、開札後にヒアリングを実施し、その妥当性が確認できない場合は、入札心得書第8条第1項第3号の規定に該当するものとして、その者のした入札を無効とすることがある。

(6) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

エ 削除

(7) 配置予定の監理技術者等の確認 落札者決定後、発注者支援データベース・システムにより配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

(8) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(9) 専任の監理技術者等の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者等とは別に同等の

要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(10) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(11) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の2以内とする。

(12) 契約書作成の要否 要

(13) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。

(14) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記2(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていない者も、単体として又は特定建設工事共同企業体の構成員となり、上記4(3)により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、上記2(2)から(4)までに掲げる事項を満たし、かつ、単体又は特定建設工事共同企業体として競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(15) 詳細は、入札説明書による。

工事件名：_____

図面データの取扱いに関する同意事項

- 1 入札手続に関係する者が積算を目的に使用すること。
- 2 印刷・複写会社及び下請け会社等への貸与を除き、関係者以外に対し貸与、譲渡及び売買をしないこと。
- 3 電子メールによる送受信はしないこと。
- 4 ファイル共有ソフトがインストールされているパソコンでは取扱わないこと。
- 5 ウィルスに感染しているパソコンでは取扱わないこと。
- 6 関係者以外に流出した場合には、不正又は不誠実な行為があったものとして処置されても異議を申し立てないこと。

.....
図面データの交付に当たり、上記事項について厳守することを同意します。

年 月 日

連絡先 住 所：
商号又は名称：
役 職：
代表者氏名：
電 話 番 号：

①	配置予定技術者の専任期間	令和7年10月1日から 令和8年3月15日まで
②	入札説明書等の交付期間	令和7年6月12日から 令和7年9月9日までの 午前9時から午後6時まで。 (行政機関の休日を除く。)
③	申請書、技術資料及び技術提案書の提出期限	令和7年6月26日正午まで
④	見積の提出期限	令和7年7月10日正午まで
⑤	入札書の提出期限	令和7年8月27日正午まで
⑥	開札の日時及び場所	令和7年9月10日 午後1時30分 東北防衛局電子入札室

紙入札方式による場合は、②から⑤は上記期間の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)。ただし③から⑤は、最終日は正午必着とする。

行政機関の休日とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。